

誌上相談室 Q&A

【テーマ】

中小企業の経営を後押し！ 知っておきたい 「設備投資減税」のポイント



個人事業主を含む中小企業者等が、指定期間内に設備投資を行った場合、国は生産性を高めるような設備等の取得を支援する観点から、設備投資減税と呼ばれる税制優遇措置を設けています。この設備投資減税には、主に「中小企業経営強化税制」と「中小企業投資促進税制」の二つの優遇措置があります。

今回はその二つの税制の概要について解説します。

Q 「中小企業経営強化税制」について教えてください。

A 中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づき、一定の設備の取得等をした場合に、即時償却または取得原価の10%（資本金3千万円超1億円以下の法人は7%）が税額控除できる制度です。

（※）所有権移転外ファイナンス・リース取引により導入した設備は、税額控除のみ適用可能です。

（※）税額控除は、中小企業投資促進税制の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額20%が限度額です。なお、限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越せます。

Q 控除を受けるには、どのような手続きが必要ですか？

A 適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書と経営力向上計画書および認定書の写しを添付して申告する必要があります。なお、指定期間は2017年4月1日から2025年3月31日までの期間です。

Q 対象者について教えてください。

A 個人事業主、中小企業者または農業協同組合等もしくは商店街振興組合で、青色申告書を提出するもののうち、中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受けたものが対象となります。

Q どのような設備が対象になりますか？

A 対象となる設備については、次の表を参考にしてください。

図1. 中小企業経営強化税制の対象設備

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	・機械装置 (160万円以上) ・工具 (30万円以上) (A類型の場合、測定工具または検査工具に限る)	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	・器具備品 (30万円以上) ・建物附属設備 (60万円以上) ・ソフトウェア (70万円以上)	・国内への投資であること
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		・ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	・中古資産・貸付資産でないこと等
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備			

Q 「中小企業投資促進税制」について教えてください。

A 中小企業者等が機械等の導入の際に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除（資本金3千万円超1億円以下の法人については税額控除の適用なし）を選択適用できる制度で、中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できます。また、中小企業経営強化税制とは対象設備が異なるため、会社の業種や設備の種類によってどちらかを適用することになります。

図2. 中小企業投資促進税制の対象設備

設備	取得価額要件
機械装置	1台160万円以上
測定工具・検査工具	1台120万円以上、または1台30万円以上かつ複数合計120万円以上
一定のソフトウェア	一のソフトウェアが70万円以上、または複数合計70万円以上
普通貨物自動車	車両総重量3.5トン以上
内航船舶	取得価格の75%が対象

Q 対象設備について教えてください。

A 次の表の設備で、指定事業の用に供するものが対象です。なお、適用期限は2025年3月31日までです。

Q 対象者について教えてください。

A 青色申告書を提出する資本金または出資金が1億円以下の法人で一定の要件を満たすもの、または常時使用する従業員数が1000人以下の個人事業主等が対象です。



米田 正美氏
税理士
中小企業診断士

【回答】
当所窓口専門家
（有）米田会計事務所（青葉区錦町）

設備投資を行った場合には、上記の特例税制が受けられるかを必ずチェックしてください。中小企業経営強化税制対象となれば、経営力向上計画を作成し、優遇措置を受けられることをお勧めいたします。内容に不明な部分があれば、顧問税理士や仙台商工会議所の窓口専門家等へ相談しましょう。